

令和7年第1回美唄市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年11月25日(火) 午前9時30分 ~ 午前10時40分

2 開催場所 美唄市役所大会議室

3 出席委員 18名

会長	19番	畠	雄	二				
会長職務代理	18番	田	中	政	幸			
委員	1番	安	藤	直	樹	2番	千	葉
	3番	五	十	嵐	勝	4番	山	田
	5番	長	谷	川	彰	6番	岩	間
	7番	貞	廣	樹	良	8番	赤	澤
	9番	伊	藤	貢	三	11番	鈴	木
	12番	吉	田		彰	13番	中	澤
	14番	土	屋	典	昭	15番	太	田
	16番	鈴	木	孝	典	17番	白	木
								義

欠席委員 (1名) 10番 峯 崎 光 行

4 説明員 五十嵐事務局長 ・ 田中農業振興係長 ・ 佐藤主事

5 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般報告
第4	報告第9号 現況証明書交付報告の件
第5	議案第42号 現況証明願の件
第6	議案第43号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
第7	議案第44号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件

令和7年第11回農業委員会総会

議長	ただいまより、令和7年第11回 美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。この場合、次のとおり欠席通知がありましたので、報告いたします。議席番号 10番 峯崎光行委員は都合により欠席いたします。つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、議席番号5番 長谷川彰徳委員、7番 貞廣樹良委員を指名いたします。つぎに、日程の第2、会期の決定ですが、本期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
委員長	(なしの声) ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。ご質問ございませんか。
委員長	(なしの声) ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。つぎに、日程の第4、報告第9号、現況証明書交付報告の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
佐藤主事	ただいま議題となりました報告第9号、現況証明書交付報告の件についてご説明いたします。このことについて、事務局において現地調査を実施した結果、証明することが適當と認めたため、美唄市現況証明取扱要領第3・5の(2)により、会長専決として証明したので報告するものです。申請の理由は、地目変更登記のためです。
議長	(議案朗読省略) 確認事項といたしましては、番号1番は平成3年6月4日に5条許可を受けており、また、番号2番は、令和6年10月29日付けで現況証明書を交付しておりましたので、番号1番は、令和7年11月7日付けで、番号2番は、令和7年11月12日付けでそれぞれ証明書を交付したので報告します。なお場所につきましては、報告第9号資料1番・2番のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
委員	ただいま、事務局から説明があった現況証明書交付報告の件について、質疑を行います。これに、ご質問ございませんか。

議長	ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。
佐藤主事	つぎに、日程の第5、議案第42号、現況証明願の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
議長	ただいま議題となりました議案第42号現況証明願の件についてご説明いたします。このことについて証明の可否について審議を求めるものです。調査員につきましては、太田委員を主任とする、鈴木孝典委員、白木委員の3名により11月12日に現地調査を行いました。
太田委員	申請の理由は、地目変更登記のためです。 (議案朗読省略) なお場所につきましては、議案第42号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、太田委員から説明願います。
議員長	11月12日に私と鈴木孝典委員・白木委員の3名で現地調査を行いました。 調査地については、住宅地に隣接しており、一部現況地目が「宅地」となっております、長年農地としての利用はなく、今後も農地として復元することは困難と思われることから農地・採草放牧地以外と判断しました。 以上で調査経過の説明を終わります。
委員長	ただいま、説明のあった現況証明願の件について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。 (なしの声) ご異議なしと認めます。
田中係長	よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。 つぎに、日程の第6、議案第43号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第43号、農地法第3条第1項の規定による許可の件についてご説明いたします。 このことについて、次のとおり申請があつたので許可の可否について審議を求めるものです。これは、当事者が農地又は採草放牧地について、所有権の移転又は権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) なお別添調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に係る不許可要件には該当しないものです。 場所につきましては、議案第43号資料のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。

議 長	ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件について質疑を行います。
委 員 長	これにご異議ございませんか。 (なしの声) ご異議なしと認めます。
田 中 係 長	よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。 つぎに、日程の第7、議案第44号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件を議題とします。 事務局から説明を求めます。
	ただいま議題となりました議案第44号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件についてご説明いたします。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の可否について、審議を求めるものです。 利用権の設定の種類は、1番から4番は所有権移転、5番から10番が、賃借権設定です。 (議案朗読省略)
議 長	なお、番号1番から4番及び7・9番については北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり18ページ、別添1調査書、番号5番、8番・10番は個人が利用権の設定等を受けるものであり19ページ、別添2調査書、番号6番は法人が利用権の設定等を受けるものであり、する法20ページ別添3調査書、以上のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。 場所につきましては、議案第44号資料のとおりとなっております。 また、農用地利用集積等促進計画の公告の時期につきましては12月23日を予定しております。 以上で説明を終わります。
委 員 長	ただいま、事務局から説明があった農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件について質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。 (なしの声) ご異議なしと認めます。
	よって原案のとおり要請することに決定をいたします。 以上をもちまして、第11回農業委員会総会は閉会いたします。